

陳 情 文 書 表

8 陳情第 9 号

定額減税補足給付金の申請締切について、  
入院という特殊事情への配慮等を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 8 年 3 月 16 日  
(西暦 )

陳情代表者	住 所	小金井市中西
	氏 名	甘糟 健太郎 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	( )

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	( )

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山下

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 8 年 3 月 16 日		15-33		
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長

定額減税補足給付金の申請締切について、  
入院という特殊事情への配慮等を求める陳情書

私、甘糟健太郎は、定額減税補足給付金の申請期間に不慮の事態で入院することになり、申請ができなかったため、市役所に救済を求めました。しかし、市役所に応じていただけませんでした。

申請期間中に入院しているなどの特殊事情を私が証明できた場合は、何らかの救済策を講じていただきたく、ここにお願い申し上げます。

救済されれば、私への給付金は2万円であり、入院中の滞納税額の支払い（これまでも返済を続けていますが、まだ残りがります）の支払いに全額充当することができます。

また、今後のこととして、私と同じような思いをする方が出ないように、各種給付金の申請締切に関する制度設計をお願い申し上げます。

小金井市中町

甘糟 健太郎

陳 情 文 書 表

8 陳情第 10 号

.....保育園入所保留児童の解消に向けた既存施設の緊急有効活用に関する.....陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 8年 3月 18日  
(西暦 2026年 )

陳情代表者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]				
	氏 名	小金井市緑町シスキューパーク 代表者 上田 沙耶香 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)			ほか 545 人	
	連絡先	( [REDACTED] )				

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]				
	氏 名	上田 沙耶香				
	連絡先	( [REDACTED] )				

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

議 係

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 8 年 3 月 18 日 10:10				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
山	山	薄	高	西	伏	齋

令和8年3月18日

(西暦 2026年)

宛先 小金井市議会議員

団体名 小金井市保育園レスキュー隊

代表者 上田沙耶香

住所 小金井市緑町

連絡先

## 保育園入所保留児童の解消に向けた 既存施設の緊急有効活用に関する陳情書

### 1 陳情要旨

現在、本市が進める保育環境の整備計画を理解しつつも、来年度(令和8年度)4月に保育園入所を希望していたにもかかわらず一次選考の結果入所保留となった入所保留児童に対し、配置済みの保育資源と既存施設の未利用スペースを最大限に活用した緊急受入枠の設置を求めます。

本件は新たな財政負担を抑えつつ、計画移行期のセーフティネットとして、2年間の時限的な措置による速やかな救済を提案するものです。

### 2 陳情理由

#### 2-1. 社会的な背景

現在、どこの自治体においても1歳時の入所希望者が多く、入所保留となるケースが多くなっています。小金井市においても募集数よりも応募数が多く、毎年一定数の入所保留が出ています。

この数年間の推移を見てみると、表1(裏面参照)のようになり、令和8年度は108人の入所保留があったことがわかります。

入所保留数と比較すると、待機児童数はほとんどないことから「小金井市では待機児童はほとんどいない」という認識をもたれがちですが、以下の場合は待機児童の数にカウントされません。

- 特定の保育所への入所を希望している
- 保護者が求職活動を休止している
- 保護者が主に自宅で求職活動を行っている
- 保育所以外の保育サービスを利用している

つまり、今回、入所保留となった家庭の中には、以下のようなケースが含まれます。

- A. 復帰を諦めて退職を選択せざるを得なかった家庭
- B. 育休を延長した家庭
- C. 自宅で求職活動を続けざるを得なかった家庭
- D. 認証保育所や、2歳までしか入所できない家庭的保育所を選ばざるを得なかった家庭

今回の陳情書を提出した背景を理解していただくため、それぞれの家庭にとって、どのような不利益が生じているのか表2(裏面参照)で具体的に見てみましょう。

現在国は、女性にも活躍の機会を与え社会で働く女性像を求めています。しかし、小金井市の現状は、女性が働こうと思っても子どもを預ける先がなく、スタートラインに立つことすらできません。

さらに失職することになれば、今まで築き上げてきたキャリアを全て失うことになるのです。一度失職すると、子どもがある程度の年齢になるまでフルタイム復帰は難しいのが現状です。そのため、小金井市にとっても、給与所得が0になる、あるいは給与所得が大幅に減少する家庭が増えることで財源の確保が難しくなります。

入所保留となった家庭に対する対策は、市民生活全体の利益に直結する問題です。

#### 2-2. 市内の状況

- 既存リソースの合理的活用

現在、市内一部の施設においては、次年度の募集停止等に伴い、幼児クラスにおいてかなりの受入余力が生じています。これら施設にはすでに規定の保育士が配置されており、新たな施設整備費や多額の追加人件費を投じることなく、速やかな受入が可能です。

・「移行期のセーフティネット」としての必要性

本提案は、現在の整備計画や方針を覆すものではなく、新体制への移行期に生じた「隙間」を埋めるための緊急的なセーフティネットです。2年間という期限を設けることで、計画の整合性を保ちつつ、市民の切実なニーズに応えることが可能です。

・財政的・効率的な解決策

空きスペースを遊休化させること及び働く意欲のある市民が失職するリスクは、行政にとっての損失です。配置済みの人員と既存設備を活用することは、最もコストパフォーマンスの高い入所保留児童対策であり、市民の理解も得やすい合理的な選択です。

【陳情項目】

・来年度4月からの入所保留児童に対し、さくら保育園およびくりのみ保育園の空き定員を緊急受入枠として開放すること。

・上記措置を、現行の整備計画に支障をきたさない範囲での「時限的な緊急措置」として実施すること。

以上

上記陳情書の趣旨に賛同し、署名します。

	住所 (「同上」「#」は不可)	氏名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

\*この署名は、「保育園入所保留児童の解消に向けた既存施設の緊急有効活用に関する陳情書」以外の目的では使用しません。

【注意事項】

- ・ボールペンなど修正ができない筆記具で記載してください。
- ・苗字、名前どちらも省略せず記載してください。
- ・住所は市区町村から記載してください。
- ・住所や氏名に不備や誤りがあるものは無効となります。

(表1)年度初めの入所状況(一次募集決定時)

1歳児	募集数	応募数	入所保留	待機児童
2024年度(令6)	307	349	74	0
2025年度(令7)	311	399	97	6
2026年度(令8)	306	413	108	未定

(表2)それぞれのケースにおける個人及び自治体への影響の例

ケース	個人への影響	自治体への影響
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入が途絶えることで住宅ローンの返済や生活費が枯渇するリスクがある。</li> <li>・生活費を抑えるため、きょうだい児の習い事の中止や娯楽費支出の抑制など、子どもへの影響が出る。</li> </ul>	税金収入の減少
B	<p>多くの民間企業では子どもが2歳の誕生日を迎える前日までしか育休制度は利用できない。</p> <p>→年度の途中で育休が切れるため、子どもを預ける先がなければ自動的に失職</p>	同上
C	<p>自宅で育児と家事をしながらの就職活動を余儀なくされ、就職先が決まらないリスクが高くなる。就職できなければ、Aと同様の影響が出る。</p>	就職が決まらなければAと同様の影響が出る。
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳の時点で転園申請を行う必要があり、子どもが新しい環境に慣れるまで負担がかかる。</li> <li>・転園により、保護者の勤務先から遠くなるリスクがある。</li> <li>・3歳で再度入所保留になると、育休が利用できず失職する可能性がある。</li> </ul>	<p>3歳の時点で保護者の送迎が困難になると時短勤務になる可能性があり、税収源になる。</p> <p>3歳で入所保留になるとAと同様の影響が出る、</p>

陳 情 文 書 表

8 陳情第 11 号

栗山公園トイレ建て替えにおいて女性専用トイレを最低でも1基確保することを求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和8年3月18日  
(西暦2026)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木 章成 [REDACTED] ほか 人  (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	( [REDACTED] )

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	( ) -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係  
① 塚成

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日			令 和 8 年 3 月 1 8 日				14255
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長	
山浦	山浦	塚成	高橋	村田	伏見	斎藤	

小金井市議会議長 斎藤 康夫 様

2026(令和8)年3月18日  
東京都小金井市東町  
市民団体「こがねい情報公開市民会議」  
事務局長 高木 章成

## 栗山公園トイレ建て替えにおいて女性専用トイレ を最低でも1基確保することを求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。  
憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、現在開会中の令和8年第1回定例会に、市長から、栗山公園のトイレ建て替えの予算が提案されました。

図面を見て驚いたのは、内容が、「男性用小便器×1」「バリアフリートイレ(男女兼用)×1」となっている点でした。これでは女性専用トイレは不存在ということになります。

折しも、定例会開催中の3月13日には、国土交通省が、駅や公共施設のトイレに関する設置基準のガイドライン案を策定し、有識者会議が了解した旨の報道がなされました。当該ガイドライン案によれば、男性用便器の数(小便器も1と数える)以上の女性用便器をつくらなければならないとのことでした。

つまり、栗山公園トイレの現状の設計は、このガイドライン案に対応していないことが明らかです。

よって、以下の事項について陳情申し上げます。

栗山公園トイレ建て替えにおいて、女性専用トイレを最低でも1基確保してください。

以上

陳 情 文 書 表

8 陳情第 12号

障害者交通手当の引上げを求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和8年3月18日  
(西暦2026)

陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木 章成 [REDACTED] ほか 人  (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	( [REDACTED] )

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	( ) -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係



第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 8 年 3 月 18 日 14:55				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長

小金井市議会議長 斎藤 康夫 様

2026(令和8)年3月18日  
東京都小金井市東町 [REDACTED]  
市民団体「こがねい情報公開市民会議」  
事務局長 高木 章成 [REDACTED]

## 障害者交通手当の引上げを求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。  
憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、現在開会中の令和8年第1回定例会に、障害者交通手当条例及び関連予算が提出されております。

従来の「福祉タクシー事業」「心身障害者自動車ガソリン費助成事業」に比して、手続きが大幅に簡素化されたことは大きな前進であると考えております。

一方、従来の受給者の約47%がこのたびの制度変更で減収となり、この点はすみやかな是正が必要だと考えるところです。

よって、以下の事項について陳情申し上げます。

1. 障害者交通手当に関して、この約17年間の、JRや私鉄の運賃、バスの運賃、タクシーの運賃、ガソリン代、などの引き上げ状況をきちんと調べ、それを反映した額に引き上げてください。
2. アメリカとイスラエルによるイラン攻撃の影響でガソリン代が急騰しています。その影響を踏まえた増額を時限的でも構いませんのでおこなってください。
3. 受給者それぞれに深刻な状況もあります。令和8年度において、少しでも多く当事者の意見を聞いて、制度設計に活かしてください。
4. 額の改定にあたっては自立支援協議会の意見も求め、適正な水準を見定めてください。

以上

陳 情 文 書 表

差し替え分

陳情第 13号

市立小中学校の教育が特定市議会議員の宣伝に使われていないか調査を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和8年3月18日  
(西暦2026)

陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木 章成 [REDACTED] ほか 人  (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連絡先	( [REDACTED] )

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連絡先	( )

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係  
夏成

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 8 年 3 月 18 日 14:55				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
山浦	山浦	夏成	高橋	西村	伏見	斎藤

小金井市議会議長 齋藤 康夫 様

2026(令和8)年3月18日  
東京都小金井市東町 [REDACTED]  
市民団体「こがねい情報公開市民会議」  
事務局長 高木 章成 [REDACTED]

## 市立小中学校の教育が特定市議会議員の宣伝に使われていないか調査を求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、小金井市立学校の教育において、特定市議会議員の宣伝につながる事例があったとの情報が当会に寄せられ、「まさかそんなことは…」と目と耳を疑う思いです。

言うまでもなく、市議会議員は市立学校に関する予算を審議・議決する地位にあり、その立場を利用して教育の場を自らの宣伝の場にすることは厳に慎まなくてはなりません。

また、たとえば、行政側が、市長や教育委員会に従順で、予算決算などに賛成している議員への「恩返し」として宣伝の場を提供するなど当然に許されないことです。

よって、以下の事項について陳情申し上げます。

1. 小金井市立小中学校の教育において、特定の市議会議員が講師を務めている事例があるかないか、過去5年間ほどについて調べ、結果を公表してください。
2. 仮に事例があった場合、どのような名目で講師を務めたのか、その市議会議員が属する団体への趣意書や講師派遣依頼書、当該団体において当該議員を講師とする意思決定過程(講師がその議員でなければならなかった必然性)が分かる文書、当該議員と学校との打ち合わせ記録などを委員会に資料として提出させてください。
3. 市立小中学校の教育の場が特定市議会議員の宣伝の場とならないよう、市議会として一定の線引き(会派代表者会議申し合わせ等)を定めてください

以上